

改正概要説明書	
国名： カナダ	法令名： 商標法
改正情報： 2017年9月21日改正，2017年10月13日版	
<p>改正概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に地理的表示に係る商標に係る規定を追加する改正を行った。 <p>1. ぶどう酒・蒸留酒に関する禁止表示の規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぶどう酒・蒸留酒について使用する表示として、その産地に適用される法律に従って生産・製造されたものでない場合は、その原産地の地理的表示及びその翻訳を商標として使用してはならない旨の規定を追加した(第 11. 14(3) (6))。 <p>2. 農産物又は食品に関する地理的表示の禁止表示の規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物・食品について、ぶどう酒等と同様、地理的表示を商標として使用する場合の制限規定を追加した(第 11. 15 条)。 <p>3. 地理的表示の禁止表示規定の例外規定の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぶどう酒・蒸留酒について、地理的表示を商標として使用及び登録することが制限される場合であっても、正当な権限を有する機関の同意を得れば当該商標を使用及び登録等することができる旨の例外規定を追加した(第 11. 16 条)。 <p>4. 農産物又は食品についての継続使用の規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物又は食品のうち、所定のチーズ、生・冷凍・加工肉及び乾燥塩漬肉の所定の表示については、改正法施行前、所定の時期に所定の期間使用されてきた場合には、使用制限が適用されることなく継続使用することができる旨の規定を設けた (第 11. 17 条(3)-(8))。 <p>5. 慣用名称、一般名称等に関する例外規定の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用又は登録の制限の開始前にカナダに存在していた植物品種又は動物品種の慣用名称と同一の地理的表示は、商標として使用及び登録等することができる旨の例外規定を追加した(第 11. 18 条(2) (c))。 ・保護された地理的表示の翻訳が慣用的な用語の場合は、商標として使用又は登録することができる旨の例外規定を追加した(第 11. 18 条(2. 1))。 ・農産物又は食品において、商標として使用又は登録することができる表示を網羅的に列挙し、併せて翻訳の取扱いについて例外規定を追加した(第 11. 18 条(4. 1) (4. 2))。 ・用語「郡(county)」が領域区分として言及されている場合は商標として使用及び登録等ができる旨の例外規定を追加した(第 11. 18 条(4. 3))。 <p>6. 使用及び登録が制限される商標の善意使用による例外規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぶどう酒、蒸留酒、農産物及び食品について、使用及び登録等が制限される商標であって 	

も、所定の日前に善意で商標出願し、あるいは商標登録を受けていた等の場合は、制限の例外として使用及び登録等を認める旨の規定を整備した(第 11. 18 条(2) (c))。

7. 地理的表示の一覧に関する規定の新設

・地理的表示の一覧に掲載されている地理的表示は申請により除去することができる旨の規定、除去の要件及び理由等についての規定、また、除去は連邦裁判所の管轄に服する旨の規定をそれぞれ新設した(第 11. 21 条)。

8. 適用除外対象規定の新設

・地理的表示の商標としての使用等の制限の適用対象から、“CETA”(カナダ EU 包括経済貿易協定) で定めた表示、及びカナダと韓国との間で定めた表示は除外する旨の規定を設けた(第 11. 22 条、第 11. 23 条)。

9. 総督の権能の追加

・総督は、農産物又は食品のカテゴリーを追加又は削除することによって附則を修正する権能を有する旨の規定を追加した(第 11. 24 条)。

10. 商標の不登録事由の追加

・保護された地理的表示を含むが原産地が異なる農産物又は食品に使用する商標は登録を受けることができない旨の規定を追加した(第 12 条(1) (h. 1))。

11. 税関取締の規定商標侵害とならない場合の追加

・商標侵害品の輸出入における税関取締の規定に関し、「所有者」と「保護標章」の定義を新たに追加し、「関連保護標章」についてぶどう酒、蒸留酒、農産物又は食品に関係する場合の定義を設けた(第 51. 02 条)。

12. 輸出入の禁止に関するぶどう酒等の規定の新設

・商標侵害品の輸出入の禁止に関し、ぶどう酒又は蒸留酒及び農産物又は食品について、それぞれ輸出入禁止の対象となる要件と適用除外についての規定を新設した(第 51. 03 条(2. 1)-(3))。

13. 侵害品の輸出入に関する救済支援の請求対象の追加

・侵害品の輸出入に関し、登録商標所有者が大臣に救済の支援を請求できる対象として、地理的表示を新たに追加した(第 51. 04 条(5) (c))。

14. 登録官に提出すべき判決等の対象の追加

・連邦裁判所登記所の書記官が登録官に認証謄本を提出する義務を有する裁判所の判決等に、地理的表示に関する案件を対象として追加した(第 61 条)。

15. 総督の規則制定権の対象の追加

・通則として、総督は地理的表示一覧及び異議申立に関する手続についての規則を制定する権限を有する旨の規定を追加した(第 65.2 条)。

16. 特定の商品の地理的表示に関する例外規定の新設

・農産物又は食品の地理的表示に係る商標の使用又は登録が制限される場合(第 11.05 条)において、特定の表示が制限の適用除外となる要件についての規定を新設した(第 68.1 条)。

改正内容：

・第 11.14 条

旧第 11.14 条(ぶどう酒に関する表示採用の禁止)及び旧第 11.15 条(蒸留酒に関する表示採用の禁止)を統合した規定に改正された。

・第 11.15 条

農産物又は食品に関する地理的表示の禁止規定として改正された。

・第 11.16 条

地理的表示の採用、使用、登録に関して、改正された第 11.14 条及び第 11.15 条並びに第 12 条(1)(g)～(h.1)の適用の例外について、規定の追加、変更。

・第 11.17 条

第 11.15 条の改正に伴う新規定の追加。

・第 11.18 条

第 11.14 条及び第 11.15 条の改正、第 12 条(1)(h.1)の追加に伴う改正。

・第 11.2 条

ぶどう酒における地理的表示の使用に関する第 11.14 条及び第 12 条(1)(g)の適用の例外又は蒸留酒における地理的表示の使用に関する第 11.14 条及び第 12 条(1)(h)の適用の例外について、善意と見做される実施期間を改正した((1), (2))。第 11.15 条改正及び第 12 条(1)(h.1)の規定追加に伴う新規定の追加(3)。

・第 11.21 条

「地理的表示の一覧」からの地理的表示の除去に関する規定の新設。

・第 11.22 条

第 11.18 条(2)(a)及び第 11.21 条の不適用対象として、カナダ-EU 包括的経済貿易協定・第 20 章の付属書 20-A の第 A 部に掲載されている地理的表示を定めた規定の新設。

・第 11.23 条

第 11.18 条(2)(a)及び(c)並びに第 11.21 条の不適用対象として、韓国に関連する地理的

表示の一覧を記載した規定の新設。

・ **第 11.24 条**

総督は、農産物又は食品のカテゴリーを記載した附則の修正権限を有するとする規定の新設。

・ **第 12 条**

第 11.15 条の改正に伴う新规定の追加 (h. 1)。

・ **第 20 条**

第 11.18 条(4.1)の追加に伴う改正 (2)。

・ **第 51.02 条**

定義の追加。

・ **第 51.03 条**

ぶどう酒若しくは蒸留酒，農産物若しくは食品に付された地理的表示に関する新规定の追加。

・ **第 51.04 条**

支援請求の対象として「地理的表示」の追加 (2)，(5)。

・ **第 61 条**

判決の提出の対象として「地理的表示」の追加。

・ **第 65.2 条**

総督の規則制定に関する規定の追加。

・ **第 68.1 条**

第 11.15 条が適用されない地理的表示の規定を新設した。